公 告 第 ６ ０ 号
令和８年１０月３０日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長　　梅津　　聡

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項等承知の上参加されたい。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件　　名：海底調査に係る役務（紀伊半島）
(2)　履行場所：仕様書のとおり
(3)　履行期限：仕様書のとおり

２　入札参加資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から事務次官通達に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係がある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
(5)　第３号の「資本関係又は人的関係がある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア　資本関係がある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）が、(ｲ)については子会社の一方が、会社更正法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
(ｱ)　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係がある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6)　令和７・８・９年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の等級格付が「Ｃ等級以上」の資格を有する者

3　適用する契約条項及び契約条項を示す場所

(1)　入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。

(2)　適用する契約条項

陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項

ア　「役務請負契約条項」

イ　「談合等の不正行為に関する特約条項」

ウ　「暴力団排除に関する特約条項」

4　各種日時及び場所

(1)　入札説明会：実施しない（質疑等は随時受付）

(2)　入 札 日 時：**令和８年１１月１６日（月）１１時００分　陸上自衛隊横浜駐屯地入札室**

5　保証金等に関する事項

(1)　入札保証金：免除とする。

(2)　契約保証金：免除とする。

(3)　違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4)　遅 延 賠 償：遅延部分１日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6　入札方法

(1)　郵便入札により提出する場合

ア　入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印する。

イ　上記封筒を、**令和８年１１月１３日（金）１５時**までに横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するように送付するとともに、**担当者の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。**

(2)　持参（事前提出）により提出する場合

入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印し、**令和８年１１月１６日（月）１０時**までに、横浜駐屯地中央輸送隊会計科契約班の者と直接手交すること。

7　入札の無効

(1)　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2)　入札に関する条項に違反した入札

(3)　入札金額が明瞭でない入札、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札（押印しない場合は代表者名（役職含む）及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号)の記載のない入札）

(4)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合の入札

8　契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく別に示す様式により作成する。

9　落札決定方法

(1)　総額が当該所定の予定価格の範囲内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること（※消費税抜きの金額を記載）。

なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(3)　落札者が無いときは直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便入札又は事前の提出により入札参加者がいない場合については、別に示す時期に再度の入札を行う。
(4)　初度の入札に参加しない者の再度入札は認めない。
(5)　最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調達基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する場合があります。
(6)　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。その説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされない恐れがある」ものとして落札者としない可能性があります。

10　入札書に記載すべき事項
(1)　第２号に示す内容について誓約の上、入札書に付記すること。
(2)　「「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

11　その他
(1)　入札参加希望者は、**令和８年１１月１２日（木）１２時**までに会計科契約班に連絡すること。
(2)　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
(3)　入札に参加する者は、入札時までに資格審査結果通知書(写)を提出すること。
(4)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時までに委任状を提出すること。
(5)　電信電話、ＦＡＸによる入札は認めない。
(6)　入札に関する事項の問合わせ先
〒240-0062
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊
会計科　担当：山﨑
TEL ０４５－３３５－１１５１ （内線３３８）
(7)　仕様書に関する事項の問合わせ先
陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊
運用科　担当：佐藤
TEL ０４５－３３５－１１５１ （内線２６１）

入 札 補 足 説 明 書

令和８年１０月３０日

入札参加業者各位

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長　　梅津　聡

入札にあたり、下記事項について統制するので了承の上、参加されたい。

記

１　件　名
海底調査に係る役務（紀伊半島）

２　契約区分
総額契約（確定契約）

３　入札方法等
(1)　代理人により入札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
(2)　入札書を提出する際、内訳書も併せて提出すること。
(3)　**入札書鑑に押印しない場合は、責任者（役職含む）及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を確実に記載すること。**
(4)　開札の結果、落札者が無いときは直ちに再度の入札を行うため、参加者は予備の入札書を持参すること。ただし、郵便入札又は事前の提出により入札参加者がいない場合については、別に示す時期に再度の入札を行う。
(5)　再度入札を辞退する場合については辞退札を提出すること。

４　代金の確定要領
落札決定後の追加費用等の発生については原則認めない。ただし、不測事態の発生、仕様書内容の一部変更等、請負業者の責によらないもの又は官側の都合に基づくものについてはこの限りではない。

５　その他
(1)　提出書類
ア　**市価調査書を令和８年１１月１２日（木）１７時までに提出**すること。提出要領についてはＦＡＸ、メール又は持参とする。
イ　役務完了後、役務完了届を提出すること。様式については別途送付する。
(2)　質問事項等受付先
ア　入札に関する事項
会計科　山﨑　　０４５－３３５－１１５１　内線３３８
イ　仕様書に関する事項
運用科　佐藤　　０４５－３３５－１１５１　内線２６１
ウ　ＦＡＸ番号　　０４５－３３９－５１８１（共通）
(3)　上記受付先メールアドレス
adams_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp

市 価 調 査 依 頼 書

令和８年１０月３０日

入札参加業者各位

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長　　梅津　聡

入札に先立ち、別紙の市価調査を依頼致します。
本市価調査依頼は、予算把握の資料となるもので、決して貴社の不利益となるような取扱いはしませんので御協力をお願いいたします。

１　名　称
海底調査に係る役務（紀伊半島）

２　仕　様
仕様書のとおり。

３　提出期限
令和８年１１月１２日（木）１７時

４　提出要領
ＦＡＸ、メール又は持参

５　提出先
入札補足説明書に記載の通り（会計科担当　山﨑まで）

６　その他
(1)　記載する金額は、税抜でお願い致します。
(2)　本市価調査金額は、入札金額を拘束するものではありませんが、努めて実勢価格を反映していただくようお願い致します。
(3)　担当者名及び担当者連絡先の記入を確実にお願いします。

仕　　様　　書

名　　称	海底調査に係る役務（紀伊半島）	作成部隊	中央輸送隊
作成年月日	令和８年１０月２８日	仕様書番号	中輸運－８２

1　総則

1.1　適用範囲

本仕様書は、水中調査器材、貸切船舶等の器材を用いた海底調査役務について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で使用する用語及び略語の定義は、以下による。

1.2.1

各海岸

官側が 2.2.2 **海底調査場所**に示す日本国内に存在する１０箇所の海岸をいう。

1.2.2

海岸線

高潮線をいう。

1.2.3

基準

座標系：平面直角座標系　第ⅩⅥ系(三重県、和歌山県)

基準面：最低水面

1.2.4

水中調査器材

本調査において使用する機材はマルチビーム測深機（最大スワス角 210°）および UAV グリーンレーザ計測機（視野角 90 度以上、ビーム拡散角 1.5mrad 以下）とし、これらを併用し水部及び浅所における３次元点群データ及び反射強度を取得する。底質及び障害物の判別には水中カメラ及び水中カメラを搭載した水中ドローンを用い撮影データを取得する。なお、UAV グリーンレーザ計測機に使用する UAV 及びグリーンレーザスキャナは情報漏洩の懸念から国産の機材に限定するものとする。

1.2.5

障害物

海底に存在する岩礁，岩（５０ｃｍ程度）、魚礁等をいう。

1.2.6

貸切船舶

本調査において使用する船舶を指し、本役務関係者以外が乗船していない(船長は除く)貸切りの船舶をいう。

1.3　引用文書等

この仕様書に関連する文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

1.3.1

引用法令

調達品等に係わる監督及び検査に関する訓令（昭和４４年防衛庁訓令第２７号）

陸上自衛隊会計事務規則［陸上自衛隊達第１６－４号（５０．２．２４）］

2　役務に関する要求

2.1　役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うに相応しい、契約を履行する業務に従事する個人（以下、業務従事者という。）を確保すること。

b)　2.1 a)の業務従事者に 1 名以上、海域におけるマルチビーム測深もしくは UAV グリーンレーザ計測での測量業務実績を有する者を配置すること。

c)　本件入札参加を希望する者は上記 2.1 a）b）を証明する書類を入札期限の 3 日前までに官へ提出し確認をえること。

2.2.1

調査期間（データ整理期間含む）

a)　落札後～令和９年３月１９日（金）（海底調査結果報告期限）まで

b)　各海岸の調査時期については官側と協議の上、決定するものとする。

c)　悪天候による調査の延期等については契約の相手方の責に問わないものとし、官側と協議の上、決定するものとする。

2.2.2

海底調査場所及び調査範囲

海底調査場所及び調査範囲は表による。

表-海底調査場所及び調査範囲（優先順位の順）

場　所		調査範囲	
		海岸線の横幅	海岸線の沖合
1	玉之浦海水浴場	１６０ｍ	２００ｍ
2	磯ノ浦海水浴場	１０００ｍ	２００ｍ
3	小浜海水浴場	１８０ｍ	２００ｍ
4	古里海岸	４００ｍ	２００ｍ
5	切目浜	７６０ｍ	２００ｍ
6	二河河口	２００ｍ	２００ｍ
7	太田川河口	４５０ｍ	２００ｍ
8	南白浜海岸	１６００ｍ	２００ｍ
9	王子ヶ浜	６００ｍ	２００ｍ
10	七里御浜	６００ｍ	２００ｍ

2.2.3

海底調査準備に係る業務

a)　貸切船舶の取得及び運航に必要な申請

b)　貸切船舶の係留港湾については契約の相手方所定

c)　官側による関係機関等への説明後、説明相手より各海岸の海底調査に係る細部調査工程

及び実施要領の説明について求められた場合は契約の相手方所定とする。

d) 貸切船舶への水中調査器材の搬入・設置

e) 各海岸の海底調査準備に係る準備状況の官側への報告

f) 但し、貸切船舶を用いることなく海底調査を実施する場所については、2.2.3 a), b), d)については省略できるものとする。

2.2.4

海底調査に係る業務

a) 役務調査の範囲は、各海岸の海岸線の沖合２００ｍから海岸線までの間の海底調査を水中調査器材を用いて実施する。この際、３次元点群メッシュ幅を１ｍとし、各海岸の海岸線から水深７ｍ以浅において、これより幅の狭い障害物を認めた場合については、メッシュ幅を５０ｃｍに設定するとともに、水中撮影調査による詳細な調査を実施するものとする。

b) 計測における高さの基準は楕円体高を基準として計測し、後処理で基準面に補正することとする。

c) 三次元底質分布図は、底質調査を実施し作成するものとする。

d) 海底調査にあたっては、官側（最大３名）を同行させるものとする。

2.2.5

海底調査結果報告に係る業務

a) 各海岸の海岸線から水深７ｍ以浅まで深度の範囲は、傾斜図（全景）について可視化された図面等をもって報告するものとする。また、同範囲を５０ｍ間隔で傾斜角度の分かる断面図を作成し、画像等をもって報告するものとする。

b) 各海岸の海岸線から水深７ｍ以上の深度の範囲は、５０ｍ間隔で傾斜角度の分かる断面図及び傾斜図（全景）について可視化された画像等をもって報告するものとする。

c) 海底障害物の判別及び海底状況は、写真・映像での撮影による網羅的な記録とそれぞれの調査によって得られたデータを併せて整理・整合させ、海底モザイク画像および三次元底質分布図に取りまとめるものとする。

d) UAV グリーンレーザ調査で取得したデータの属性情報を利用し、藻場の分布等を把握するための反射強度平面図を作成するものとする。

e) UAV グリーンレーザ調査では空中写真を取得し解析処理を行い簡易オルソ画像として提出するものとする。

f) 本業務により取得した深浅データ及び画像データについては、官が保有する三次元ビューワ（TerraExplorer）にデータを格納し、視覚的に分かりやすいとりまとめを行うものとする。

g) 画像等による成果物の報告及び三次元ビューワの操作については官側の指定する施設内において説明するものとし、説明要領については、官側との協議による。

h) 2.2.5 g)の説明にかかる契約相手側の移動費は契約相手負担とする。

i) 説明が終了次第、成果物を提出するものとする。

j) この役務において、官側に成果物として提出された画像等（データを含む。）の権利については、官側に移転するものとする。

2.2.6

成果物

本業務における成果物は下記表の通りである。

表-本業務における成果物一覧

成果物	数量
業務報告書	2 部
段彩図	1 式
水深図	1 式
等高線図	1 式
傾斜図(1m メッシュ、5m メッシュ)	1 式
障害物位置図	1 式
統合図	1 式
簡易オルソ画像	1 式
横断線位置図	1 式
横断図	1 式
海底モザイク画像	1 式
三次元底質分布図	1 式
反射強度平面図	1 式
障害物データ	1 式
三次元ビュワーデータ（TerraExplorer 形式）	1 式
帳票	1 式
作業写真集	1 式
マルチビーム測深機によるメッシュデータ	1 式
UAV グリーンレーザ計測器によるメッシュデータ	1 式
電子データ HDD	2 部

3　その他の指示

3.1　調査計画の提出

調査計画（様式随意）及び使用する水中調査器材の情報資料（様式随意）を作成し、官側との協議により決定した調査開始までに中央輸送隊（運用科長付）及び自衛隊海上輸送群（第２・３科長気付）に提出すること。

3.2　下請負

契約の相手方は、この契約に係る役務の一部を第三者に請け負わせる場合は、監督官の承認を受けるものとする。

3.3　無償貸付品

契約の相手方が無償貸付品を要望した場合は、官側が必要と認めたものについて、貸し付けを受けることができる。

3.4　契約変更

調査の進捗状況等により契約内容に変更が生じた場合には契約期間の末日までに契約変更を行うものとする。

3.5　秘密保全

秘密保全は、次による。

a) 海底調査役務の実施に当たっては、保全、盗難等に対する適切な予防処置を講じること。

b) 計測に使用するＵＡＶは、国産機材に限定するものとする。

c) 官側の庁舎内へ立ち入る場合は、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係のない施設へは立ち入ってはならない。細部は，官側担当者の指示に従うものとする。

d) 本役務の履行により直接又は間接を問わず、知り得た事項に関して官側の許可無く部外への利用又は公表などを行ってはならない。契約履行後も同様とする。

3.6 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

3.7 安全管理

事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立すること。

3.7.1 不測事態対処

気象等により、貸切船舶の運航困難な状況が生起した場合は直ちに報告する等、速やかに対処を実施し、細部は官側との協議により日程変更等を決定するものとする。

3.7.2 報告内容

事故等が発生した場合は、状況に適した方法により、以下の内容を速やかに官側に報告すること。

a) 発生した日時・場所

b) 現地調整者（所属，氏名及び連絡先）

c) 状況（不測事態を解明するための写真等を含む。）

d) 発生の原因

e) 当面の処置要領

f) その他、官側が要求する事項

3.7.3 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

3.7.4 事故等に関する責任

役務の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときには、契約の相手方がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち官側の責に帰すべき事由により生じたものについては、官側が負担する。

また、本契約に基づく水中調査役務履行間に発生した事故等に係る官側への補償は、国家公務員災害補償法に基づき補償されるものとする。

4 疑義事項

この仕様書に関する疑義は、官側と協議するものとする。また、本仕様定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合についても、同様とする。

作成責任者
中央輸送隊運用科長
２等陸佐　橋　本　陽　平